



平成 28 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 ナガイレーベン株式会社
代表者名 代表取締役社長 澤登 一郎
(コード番号 7 4 4 7 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 大野 和城
(TEL. 0 3 - 5 2 8 9 - 8 2 0 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 17 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、平成 28 年 11 月 25 日開催予定の当社第 67 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

これに伴い、平成 28 年 10 月 12 日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営を実現するという観点から監査等委員会設置会社へ移行することとし、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第 29 条（取締役の責任免除）に係る規定を変更するものであります。なお、現行定款第 29 条に係る規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。なお、本件定款変更は、本定時株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 11 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 11 月 25 日（予定）

以上

別紙

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ↳ (条文省略)	第 1 条 ↳ (現行どおり)
第 3 条 (機関)	第 3 条 (機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条 ↳ (条文省略)	第 6 条 ↳ (現行どおり)
第 12 条	第 12 条
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条 ↳ (条文省略)	第 13 条 ↳ (現行どおり)
第 18 条	第 18 条
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)
第 19 条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任および解任)	(取締役の選任および解任)
第 20 条 取締役は、株主総会 <u>において</u> 選任する。	第 20 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって</u> 選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
4. (条文省略)	4. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条</p> <p>↳ (条文省略)</p>	<p>第22条</p> <p>↳ (現行どおり)</p>
<p>第24条</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第24条</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第26条</p> <p>↳ (条文省略)</p>	<p>第26条</p> <p>↳ (現行どおり)</p>
<p>第27条</p>	<p>第27条</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第30条 <u>当社の監査役は、3名以上とする。</u></p> <p><u>(監査役を選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削除)
<p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削除)
<p>第37条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u> <u>前までに各監査等委員に対して発する。た</u> <u>だし、緊急の必要あるときは、この期間を</u> <u>短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、</u> <u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開</u> <u>催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤</u> <u>の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令また</u> <u>は本定款のほか、監査等委員会において定</u> <u>める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第38条</p> <p>↳ (条文省略)</p> <p>第41条</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条</p> <p>↳ (現行どおり)</p> <p>第37条</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>当社は、第67期定時株主総会終結前に任務を怠</u> <u>ったことによる監査役（監査役であった者を含</u> <u>む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取</u> <u>締役会の決議によって免除することができる。</u></p>